



*天水尊（てんすいそん）
雨水を花の水やりや災害時の防火用水等に役立てるための貯水タンク。江戸時代の「天水桶」を参考したもの。

特集 歩きはじめたNPO

取材2

まちづくりの仕掛屋

グラウンドワーク三島

実行委員会

日本で最初のクリーンドローイ実践地区
ドワーク三島実行委員会（以下、GW三島）がNPO
法人の設立を申請する予定だと聞いて、さっそく現地に
向かった。取材場所の集会室から見える「宮さんの川」
には、鯉が泳ぎ、フラワー・ボットがいたる所に置かれて
いた。「宮さんの川」の近くを流れる「源兵衛川」は、
GW三島の活動によつて生き返った魚や虫が多く住める
自然の豊かな川だ。

活動日は、土・日曜日で、朝から夕方まで作業を行なう。取材日は、*【天水尊】作りで、ボランティアで協力している大工の棟梁を中心に仲間が集まり手際よく進められていた。「自分たちの手で作業するのは、GW三島の活動が住民の自発性や自立性を育てると同時に、コーディネートしていくことをベースにしているからです。住民の理解の下、一緒に活動すれば、一人ひとりが本当にその環境を大切してくれますからね」と、事務局長の渡辺豊博さんは語る。

NPO法の認証制度について、1年前からNPO法人化について議論を重ねてきた。ただし、申請するか否かのレベルではなく、その先にある「NPO法人は社会的に何を担えるか」に論点をおき研究してきたという。申請しようと思われた一番の理由は、との質問には

「今のところ運動体としては特に困ったことはないんですよ。それでも申請するのは、組織体への脱皮を進めオピニオンリーダーとしての役割を果たそうと思つたからです。高いところに目標や理念を設けて活動していくのも市民活動団体の役割だと考えました」との答えが返ってきた。こういう台詞が出るのは、今までの地道な地域活動があつたからこそと思われる。

「それからの活動については、一住民や企業では対応しきれない多様な社会的ニーズや地域課題に積極的に取り組んでいきたいですね。行政とともに、市民や企業の力を結集しながら、三者が融合したパートナーシップ型のまちづくりを目指していきたいと意気込んでいます」と熱い思いを語ってくださった。



グラウンドワード三島（G.W.三島）

代表 緒明 寿さん

三島市内の15団体のネットワーク組織。コアスタッフ10名(各団体から4~5名ずつ集まつたスタッフから選出)を中心に、その他のメンバー・地域住民とで活動している。

活動資金は、会費と三島市・民間企業(約80社)からの寄付金500万円。その他個人や企業からの資材・技術提供(500~600万円相当)を受けており、運営規模は年間1,000万円を超える。(連絡先 059-81-5033)

グラウンドワークとは…

住民、行政、企業が一緒にになって、知恵と汗を出し、地域の環境改善を進める活動のこと。

静岡県の
NPO
法人化を

法人化を

選ぶ 選ばない

昨年の12月特定非営利活動促進法・特定非営利活動促進法施行条例の施行に伴い静岡県でも申請をする団体が増えているようです。法人化の道を選ぶ・選ばないそれぞれの選択をした団体を取りました。

住宅街の小さな一軒家に「ぐるーぶ・みるめ」(以下「みるめ」)の事務所がある。共同購入の商品などが所狭しと並び、メンバーの活気が伝わってくる。生活者であることを活動の柱に、「こんなものがあつたらしいな」というメンバーの思いを形にしていく。

現在、紙の原料にもなる^{*1}「ケナフ」の種の配布や、雑古紙が原料の^{*2}「うれしいトレベ」を企画し、紙をゴミとして燃やすしないようトレベの原料として雑古紙の回収も行っている。

かたちに ぐるーぶ・みるめ（静岡市） 「うれしい」につながる活動

活動 ぐるーぶ・みるめ(静岡市)

卷之二

*1 ケナフ
……種を植えると……
二酸化炭素の吸収率が
高いため、地球温暖
化の防止につながる。
チッソ分を吸収し水を
浄化する。
簡単に育てられ、きれ
いな花が咲く。
問合せ べるーぶ・みるめ
054-248-4744

活動が大きくなるにつれ、事務所や銀行口座や電話など必要なものが増えてきた。契約は代表の馬場さん名義になつてゐるが、今のところ不都合はないという。収益は全て活動費にあて、営利を目的としていない。NPOとして知事の認証を受けなくても活動そのもので認知されていけばいい。このまま活動していくのも一つの方法だと「みるめ」は考へている。馬場さんが「私たちの活動は、いつ、どこで、何を買っても、安全な品物が手に入る社会を目指しています。そうなつたら、この活動は終わりなんです。早く終わりたいです。」と笑っていたのが印象的だった。活動の永続性を要件にするNPOとは性質が異なると見ていくようだ。ただ、もう一つの活動「健やかな命のための生活講座」は、NPOの法人化を検討している。5月7日、健やかな命とくらしを提案するスペース「をオーブンするためだ。リサイクルショッピングとくらしの情報交換ができるスペースになる予定。

活動の性格を踏まえ、より良い運営方法を選択していくようにみえる。仲良しグループと根を張った団体の両面を持つ「みるめ」の今後の活動に期待したい。

NPO② 市民社会のなかの

「市民活動とNPO法」

3. NPO法の社会的背景

(No.33の最後で述べた) NPOが注目されるようになった社会的背景のもとで、日本の法制度や社会経済システムを見たとき、不備は明らかであった。まず、民間の営利活動が経済発展のために必要との発想でかなり自由に法人格を取得できるのに比べ、民間非営利活動については、「公益性」や「公共性」に関する活動はあくまで行政が主で、そこで足りない部分についてのみ民間の活動で補うという発想であったため、民法をはじめとした法

が現実にほとんど対応できていない。一般的な非営利法人制度はなかったのである。また

社会経済システムの方は、ほぼ行政と企業によって運営されてきたため、そのどちらもが不十分な点を抱え、また失敗をするということが明らかになってきた今、このまま行政・企業だけで社会運営を行つていっても、展望ある未来像が描けないという問題があつた。

活動団体からの具体的な問題点として見ると、事務所を借りようとするとき任意団体では代表者個人の名義で借りるしかない、銀行口座を開設しようにも団体名だけでは口座を

つくれないといった実務上の問題があつた。

また、活動上で行政や企業と仮に業務委託契約を結んで何かをやろうとしても契約主体になじまないとされる問題もあつた。

さらには、何か資産をもつた場合(大きな資産をもつ団体は少なく、総じて資産規模は小さいわけだが)、たとえば代表者が亡くなったり変わつたりしたときの処理の問題が発生する可能性もあつた。よくあがる例だが、市民がお金を出し合つて環境保全のために土地を確保しようとするナショナル・トラストの運動などの場合、任意団体としては土地の登

都留文科大学助教授

中村陽一





プロフィール

中村陽一（なかむら よういち）

1957年生れ。編集者などを経、非営利独立ネットワーク型シンクタンク・消費社会研究センター設立、代表となる。国内外百数十箇所の地域の現場を歩きながら、市民活動サイドから行政・企業との共同研究、政策提言に取り組む一方で大学・研究機関との間を往復。96年より現職。現在、日本NPOセンター企画委員、NPO推進フォーラム運営委員など。著書に『日本のNPO 2000』（著書、近刊）『非営利・協同セクターの理論と現実』（共著、日本経済評論社）ほか多数。

記ができず、個人による取得の形を取らざるを得ないので不都合といったケースがある。そしてより一般的には、社会一般に何やら胡散臭い団体と見られてしまうという問題、ときには所得隠しのための団体などと誤解されるといった社会的信用の問題があつた。

こうして、民間で社会性ある活動を非営利で行つている（市民）活動団体にとって活用しやすい法人制度をという声が高まってきたのをうけてNPO法への流れが進んできたのである。それは何より団体自らの自立と自律をめざすものであり、たんにボランティア団体支援といった枠で解放されるべきものではないことを特に強調しておきたい。事態を先取りしたい方をするなら、日本の社会に第三の（社会的な重要性からすれば第一の、といつていいかもしれないが）セクターをきちんとつくつていこうという方向もある。

4. 市民活動から見たNPO法 —どう活用するのか—

では今回できた法律（特定非営利活動促進法）はどのような内容のものなのか。先に述べ

べた主旨からして、本来ならば、民法を改正し民間の非営利法人法をつくること、そのうえで（お上の裁量ではない）公共性や公益性のあるものについては税制上の優遇措置を設けること、おそらくはこれが理想的なやり方である。しかし、今回はそうなってはない。

この法は民法34条の特別法として、新しい法人形態を付け加えるという形のものであり、さらに税制上の優遇措置については設けられていない。この点が、今回のNPO法への批判としてよく語られることがある。確かに理想にはまだ距離があることはまちがいない。今後の目標はもちろんそこに設定されるべきであろう。

ただ、この法律が議員立法によるものであつたことはきちんと評価しておきたい。もつといえば活動団体に関わる市民の声をできる限り集めて議員とやりとりをし、いわば市民＝議員立法の形で出来上がつていったものであることはやはり見ておかなくてはならないと思うのである。この点においても、議員および政党との間で、必ずしも100%市民側の意見が反映されたわけではない。しかし、從来、法といえば政府提案で、実際は官僚がつくり、私たちが学校で学ぶ立法府としての議会の役割は本当に果たされているのであろうかと疑問に思われるを得ない状況であったこと、また議員立法の場合でも、そこには市民とのやりとりがほとんどなかつたこと、などを考えれば、これは大きな一步といつてよい。実際、震災の被災者支援立法、情報公開制度など、市民＝議員立法を求める流れは継続しているのである。

法の要点については紙幅の都合もあり、ここではポイントのみ紹介しておくことにする。

NPO(Non Profit Organization)

基礎知識

NPOは広く社会のためになる活動を営利を求めず、民間で行つている団体です。

行政でもなく、企業でもないNPOの活動は、私たちのニーズにきめ細かく応じてくれるものとして注目されはじめています。

昨年12月1日に施行された特定非営利活動促進法・特定非営利活動促進法施行条例により、これまで認められなかつたNPO法人名義での取引ができるようになるなど

その活動の可能性が広がつてきました。（都道府県知事に申請し、認証された場合。本誌では便宜上「NPOの法人化」などの表現を使つています。）

▼法人化できる対象となる12の活動分野

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
地域安全活動	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	国際協力の活動	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	子どもの健全育成を図る活動	文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	環境の保全を図る活動	まちづくりの推進を図る活動	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	社会教育の推進を図る活動	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
前各号に掲げる活動を行ふ団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動											

がんばれN子さん②



この法を「ごく簡単に説明すれば、10人以上集まって、(法に別表として掲げられた) 12の活動分野のどれかを「主たる目的」とする団体だということを明らかにし、必要な手続きをとれば、一定の期間を経て法人格を取得できる」というものである。

まず、12の活動分野についてだが、限定列举の問題はあるものの、これも従来に較べれば(たとえば社会福祉事業法によって定められた社会福祉法人など)非常に広い。なお、一つ、活動内容ではなく、あくまで「主たる目的」によるものなので、実際にはほとんどの市民活動が入るといつてよい。これまでの活動実績が問われるということもない。

また資産による制限は一切ない。監督・検査については問題なしとはしないが、これも従来のものに較べるときわめて制限的である。全体を通しての手続きの明示も特徴である。たとえば、法人設立が不認証になつた場合、書類で理由が明示される。極力、官の恣意的な解釈・運用を排除することがめざされているのである。それと関連させるなら、所轄庁は都道府県で、団体委任事務となる(事務所

この法を「ごく簡単に説明すれば、10人以上集まって、(法に別表として掲げられた) 12の活動分野のどれかを「主たる目的」とする団体だ」ということを明らかにし、必要な手続きをとれば、一定の期間を経て法人格を取得できる」というものである。

が一つの都道府県内にあるとき)。要するに、国の判断ではなく、分権的に事を進めようという形である。

最後に、情報公開が課せられていることの重要性にふれておきたい。今回の法人格の場合、ここまで見てきたことからいつても、行政からのお墨付きがもらえるといった性格のものではない。したがって、法人としての社会的信用は、実は正当な評価を得られるような活動と自らの情報公開によって獲得していくべきものとなるのである。ここでも、団体・組織としての自己確立が重要な点となることを指摘しておきたい。

私も各地を回つて思うことだが、まだまだこのNPO法についてはその意義の理解やこれから活用の仕方について十分な議論がなされていない地域が多い。団体としては損得勘定で考えがちなのはある程度やむを得ない面もあるが、この法の意味として、活動分野や「系列」を超えたものとしての意味もある。活動団体のネットワーキングを編み直していくことが求められよう。

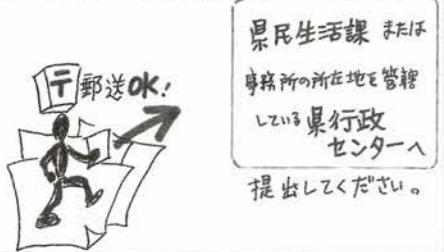
▼法人化のメリット・留意点

留意点	メリット
<p>他に、10人以上の社員がいること、宗教活動や政治活動を主たる目的としないことなどの要件があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な信用性が高まる ・資産保有や財産管理が容易にできる ・海外活動での外国政府等の信用が得られる ・寄付や助成等による活動資金が確保しやすい ・組織としての成長や会員の参加が得られやすい ・永続的、安定的組織体として社会的に認められる ・官公庁への届出や会計処理の事務が繁雑化・団体としての契約、保証行為が可能、手間がかかる ・税金が課税(法人税・地方税等)される ・税務署等への申告が必要になり、事務が複雑化する ・情報公開が必要になる(関係書類の整備、縦覧、保存)

がんばれN子さん③



《申請書の提出》



きっかけは

いっぱい

—あなたとNPOのステキな関係—

個人の活動の場として

NPOは組織としてプロジェクトの企画・運営をしていますが、一つひとつの活動については、ボランティアを募集しているところが多く、あなたの参加の機会は広がってきてています。特に女性など、これまで労働市場から排除されがちであった人たちに対して、新しい働きの場を提供することになるでしょう。

ビジネスパートナーとして

NPOがその活動により培ったノウハウを企業に提供することで、企業にとってはコスト削減などのメリットが、NPOにとっては目的の早期達成がもたらされることでしょう。もしかしたら、環境保護のNPOがつくった汚染物質の浄化やリサイクルプログラムがあなたの企業に提供（技術・人材の派遣）されることもあるかもしれません。

NPOで活動するつもりはないし、関係ないと思っていても、知らないうちにNPOは身近な存在になってきています。

退職後の技術を生かす場として

シニア世代の持つ技術や能力は他に替えがないものがあります。高齢化社会の現在、その能力を埋もれさせることなく得意な分野でNPOを組織したり、個人で参加することも自己実現、生きがいづくりや市民参加の機会になっていくのではないでしょうか。

就職先として

NPOは継続的に組織を運営していく必要があるため、専門のスタッフや事務的なスタッフなどの職員を募集することがあります。社会的な活動に関心があり、利益を求めるだけのビジネスには馴染めない人にとって自分とNPOとの活動理念が合えば素晴らしい就職先をみつけたことになることでしょう。

野鳥の保護に取り組むNPOに就職した20代の若者の声

今は「仕事をしている気がしない」ほど楽しい日々。自然保護に貢献しているという自負も少しある。

(平成11年1月6日 日経新聞から)

*NPOの給与

NPOごとにばらつきがあるようです。初任給に月15万円以上を設定しているところや年収100万円前後のもの、逆に手弁当に近いところもあります。欧米のように成熟するにはもう少し時間がかかるようです。

※このページはNPOの海外での事例などこれまでの可能性の面も含め、編集しました。